

つくばみらい市訓令第 6 号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 24 日

つくばみらい市長 小田川 浩



個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(つくばみらい市情報公開・個人情報保護調整委員会規程の一部改正)

第1条 つくばみらい市情報公開・個人情報保護調整委員会規程（平成18年つくばみらい市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「つくばみらい市個人情報保護条例（平成18年つくばみらい市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」に改める。

第2条第2号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改め、同条第3号を削る。

(つくばみらい市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正)

第2条 つくばみらい市特定個人情報の取扱いに関する管理規程（平成29年つくばみらい市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「つくばみらい市個人情報保護条例（平成18年つくばみらい市条例第11号。以下「条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」に改める。

第9条第1項及び第15条から第17条までの規定中「条例」を「個人情報保護法」に改める。

(つくばみらい市国民健康保険画像レセプト情報管理システム運用管理規程の一部改正)

第3条 つくばみらい市国民健康保険画像レセプト情報管理システム運用管理規程（令和2年つくばみらい市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「つくばみらい市個人情報保護条例（平成18年つくばみらい市条例第11号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。